

事務連絡
令和2年12月28日

各位

国土交通省自動車局

新型コロナウイルス感染症対策分科会提言を踏まえた
催物の開催制限等の取扱いについて

今般、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた令和2年12月23日開催の新型コロナウイルス感染症対策分科会（以下「分科会」という。）の提言を踏まえた催物の開催制限等の取扱いについて、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から、別添のとおり事務連絡がまいりました。

つきましては、別添1の2. に示された業種別に策定される感染拡大予防ガイドラインの徹底並びに催物開催時における感染防止策及び催物前後における感染防止の徹底について、貴会におかれましてもご留意いただくとともに、傘下会員に対し周知をお願いいたします。

【別添1】

分科会提言を踏まえた催物の開催制限等の取扱いについて（令和2年12月23日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）

【別添2：参考】

1 1月末までの催物の開催制限等について（令和2年9月11日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）